

事務中級 第22分野 運営費事業

解説	< 補助金の趣旨(青山荘) > 県は運営費を精神障害者の社会復帰および自立と社会参加の促進をはかるため、市町村および社会福祉法人その他の非営利法人が行う施設事業に要する経費を予算の範囲内で交付する。交付については県補助金等の交付に関する規則および要綱に定めるところによる。
	< 補助金の算定 > 補助金は県が定める運営補助金交付要綱に基づき算定される。 補助金の事務の流れは 施設において予算および事業計画を策定→県より補助金交付要綱通知→県に対し補助金の交付申請→県より交付決定通知→県へ各4半期毎に補助金概算払請求書の提出→県へ翌年度4月末までの補助金実績報告の提出→県より補助金の確定通知→(補助金の再確定) 提出書類は運営費補助金要綱に別表として様式第1～10様式が添付されており、その様式をもって提出を行う。
	< 運営費事業の会計 > 運営費事業の会計において最も重要な点は会計区分を明確にし、適性な処理を行う事である。併設施設の場合の経費按分の基準は 面積按分 使用頻度(時間、人数、回数等)など合理的に判断される基準で行う。
	補助金は運営に要する経費に充てるための収入で補助金を充てることのできる補助金対象経費は限定されている。尚、本来利用者が負担すべき経費や施設維持管理に必要な経費は補助金対象とならない。この施設維持管理等に必要な経費に充てるため利用者から利用料を徴収する事が出来るが、この利用料はの算定は一人当たりの利用料(月額) = (建物償却費+事業費(補助金対象外経費)) ÷ 定員 ÷ 12月である。
	施設は飲食物費、水道光熱費など個人にかかる費用を実費として利用者から徴収する事ができる。処理は施設を通じて支払う場合は施設会計の収入区分へ計上する。
例題	青森県の精神障害者生活訓練施設運営費補助金の交付先を述べなさい
解答	市町村 社会福祉法人 その他非営利法人
例題	補助金の申請から補助金の確定までの書類の流れを述べなさい
解答	施設において予算および事業計画を策定→県より補助金交付要綱通知→県に対し補助金の交付申請→県より交付決定通知→県へ各4半期毎に補助金概算払請求書の提出→県へ翌年度4月末までの補助金実績報告の提出→県より補助金の確定通知→(補助金の再確定)
例題	下記の報告は .いつまでの期日分を .何日以内に提出しなければならないかを述べてなさい 1.事業状況報告 2.実績報告
解答	1. 各四半期の末日(ただし第4四半期は除く) 各四半期の末日の翌20日まで 2. 補助事業終了の日 補助事業終了から起算して30日以内
例題	運営費事業の県実施指導時に事前に経理関係で確認しなければならない書類を述べなさい

解答	県提出書類および県通知書、運営費補助対象帳簿、運営費補助対象外帳簿、領収書、契約書、見積書、賃金台帳
----	--